



かわち



— 内容 —

議会定例会(一般質問) 2~4
 みんなで考えよう市町村合併⑧ 5
 町職員の給与と職員数の状況 6~7
 水田農業経営確立対策(転作)のあらまし ... 8~9
 ごみの分別収集が変わります 10
 保険年金課からのお知らせ 11~13
 町のできごと 15
 みんなの窓 16~17
 ほくのわたしの夢、俳句、短歌 18
 町の歴史あれこれ(町史編さんだより連載を終えて) ... 19
 町民俗資料館見学、戸籍の窓 20

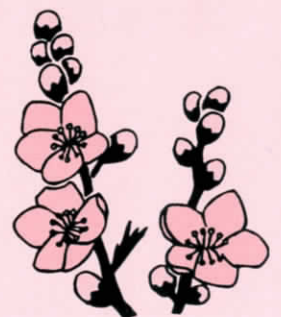
おもいでを胸に...

それぞれの夢の実現に向かって
 「ありがとう」そして「さようなら」...

(写真:河内中学校卒業式より)

一般質問

12月4日から9日にかけて開かれた第3回定例会では、6件の一般質問がありました。
その概要をお知らせします。



議会だより

廃棄物処理について

質問―生板地区において解体資材の材料が高く積み上げられているが、工事をしている方、住んでいる方はどこから来たのか。

また、自然発火の恐れもあり安心して暮らせるように。注意はどのようになっているのか。

答弁―堤向地区に住んでいる方だと思いますが、平成4年頃に他町村から転入され、今までの指導は、平成9年6月に、産業廃棄物の町道への不法投棄の通報があり適正処分の指導、その後廃棄物の野焼き、平成10年度においても野焼き等で一回、さらに産業廃棄物の処分報告を求め、平成11年度、12年度それぞれ一回注意指導、平成13年度は二回、今年度は現

地での指導を三回、また、県南地方総合事務所環境保全課職員と都市計画課職員で、役場会議室で三回指導、ほかに町道不法占有で建設課との協力で廃棄物の撤去命令さらに、株式会社ムサシの民地を不正使用で注意指導、そのほか電話等で再三撤去指導をしています。

利根川堤防道路拡幅について

質問―昨年6月、利根川堤防拡幅について、住民6千数百名の要望書を提出し町長が国土交通省との交渉により工事が進んでいたが、現在は、また、今後は。

答弁―現時点で、大徳鍋子新田消防詰所から利根町方向210メートル、宮渕地区付近310メートル、合計520メートルが6・5メートル幅

で拡幅済です。国土交通省によりまずと年度末で予算の調整がつけば継続事業で、15年度も当然予算要求をしているということ、今後とも、引き続き継続して工事を行っていく方向とのことです。地元は一刻も早くということを要望しておきました。

河内町の進路について

質問―河内まちづくりの将来像として、総合計画「太陽と水と緑の豊かな美しく住む町河内」をつくり、大変努力をされていることは承知のとおりで、村長就任一年で町制施行、第三セクター(株)ふるさとかわちを設立、直販センターふるさとかわちを建設し、河内のお酒を発売、「おかずのいらないかわちのお米」を皇

室に献上、また、県から町長の手腕を買われ、いばらき農業改革研究会委員に任命され、農業に対する強い熱意だと思っているが、これからの課題として合併問題、財政問題等があるが、河内町の進路はどのように考えているか。

答弁―国も景気の低迷、財政問題に大変苦慮しており、地方にいろいろな意味でしわ寄せをするのはいかかなと新聞にでていたが、そこに住む人たちが豊かで、次の世代も豊かで、そのようなことが政治に課せられた最大の課題ではなからうか。現在もよく、将来もよくなっていくのが政治のあり方と思う。少子高齢化問題等が大きくクローズアップされています。世界の先進国は人口が増えている。日本はなぜ少子高齢化なのか。大変な食糧危機を感じている

が、一般的には感じていない。そこに大きな誤差がある。来年度予算についても、転作が40パーセントと予定されており、主食を守るのは誰かがリスクを背負っていかねければならない。奨励金の財源を切り捨ててしまうような方向にある。おかげさまで、大変な努力をし河内のお米も全国的に有名になり、プレゼントの応募を新聞紙上に掲載をしたところまだ締め切っていないのですが全国から約24000通になると思いますが、応募があり、おかずのいらぬいかわちのお米を知っている方が4・3パーセントおり大変うれしいことだなど思っています。これから皆さん方とともに所得の向上、まちおこしをしていきたい。

総合計画を作りながら早7年、七つの公約を掲げ、公約一つ一つの実行については前向きに努力をしてきた。これからこの町の計画の中ではまだまだやらなければならないこともたくさんあるであろう。やはり河内町を河内町らしく、何よりも大事なことは、そこに住む人たちが夢と希望を持ったまちづくりをしていかなければならない。

今、町村合併熱が高まり、全国町村長会会議では国の施策は地方を切

り捨てる非常に横暴極まりない論議で、国の施策の誤りを町村に押し付けるのではないかとということで合併反対や税源の移譲を早急にと要望を。しかしそういった施策は見えません。町でも合併については、住民の皆さんに広く理解をいただき、住民の総意の中で合併をしていきたい。今、いろいろ資料づくり等に一生懸命取り組んでいます。又、町民の皆さん方から広く理解をいただき、支持をいただけるならば河内の町政を担当し頑張っていきたい。現在も大切ですが、次の世代、未来が豊かにするのが政治と、その信念に基づいて頑張っていきたいと思っております。

通学路問題について

質問 町内小、中学校通学路の危険箇所の把握は。水路等への落水事故等、悲惨な事故がないようガードレールの設置は可能か。

答弁 各学校において、登下校の踏査指導ということで現地で先生が指導をしています。ガードレールについては特に危険だということであれば設置可能だと思います。

質問 庄布川地区から408号線に出た横断歩道ですが、押しボタンの

信号機の設置を要望していますが、引き続き警察へ要望をお願いします。
答弁 再三要望をしていますが、利用者数、費用の面において予算的なものもあります。これからも要望をしていきます。

質問 危険の予防も大事だが、子供たち自身の回避も大事で、先生方の指導もお願いしたい。

答弁 台風や降雪が予想される場合は、連絡を取り合ったり、毎月開催している校長会の中でも、必要に応じて児童生徒の安全対策について打合せ、指導しているところです。

下水道工事の入札の経過について

質問 下水道の入札については不調に終わったと聞いているが、入札本数、原因は。

答弁 下水道工事関係は7本で、不調だったのは3本、それぞれ6社指名をしています。この入札については霞ヶ浦常南流域下水道の事務所と打ち合わせをしておりますが原因は、予定価格に達しなかったという事でございます。当日設計について再確認した結果、間違いないということで設計変更はございません。

市町村合併について

質問 河内町市町村合併事務研究会が発足しその推移は。合併先のパターンの調査研究は。研究会での方向は。

答弁 14年6月6日に河内町市町村合併事務研究会をたちあげ、なかに幹事会を課長8名で、下に課長補佐、係長での分科会を設け、毎月研究会、あるいは、幹事会を開催し情報収集や研究を行っています。パターンについては5通りを参考に研究をしており、あわせて調査委託をしているところです。

質問 調査研究の住民への開示は。

アンケートは委託業者からの報告後か。小中学生へのアンケートは資料なのか、合併の指針にするのか。

答弁 委託先から報告の内容は住民の方々にお知らせをし、その後アンケートを考えています。小中学生には、わかりやすくアンケートを、そして参考に、一般の人と同じ扱いをしてほしい。また、合併は地方分権一括法での自治を行うにはどのような規模の町村での受け皿を作ればよいか。そして、プラス面がいかに多いか。今、十分に調査研究をし、住民の皆さんに開示をし、皆さんの意見

を十分に聞いてそのうえで判断をしていきたい。今後も住民の皆さん方にご理解をいただけるような方向で検討をしていきたい。他市町村では非常に合併が進んでいるように見えますけれども住民の意向調査をしないので分解をしており、河内町は住民の意識調査をするために、十分準備をしている。大事なものは、住民の意向がきちんと決まった上で方向性を。

質問 稲敷郡5町村との関係で河内町と抱える問題点が違うと答弁されているが。町での合併のための研究会は

答弁 広域行政、警察、下水道の問題があり、稲敷郡5町村は塵芥処理と火葬場も一緒に行っている関係で5町村の合併がよいとの発想ではということと言ったのです。最初、龍ヶ崎、新利根、利根、河内の四町はそのような広域が一緒で、県の発表されたパターンのことも2年間をかけて案が出たのだろうという話で答弁をしていると思います。研究会については、資料ができた第アンケート等をお願いし諮問機関を作ってくださいと思います。

質問 合併をしないで河内町単独の場合、財政的に何年ぐらい、又、自

立の根拠は。

答弁 どの町村も起債制限比率が10パーセントを越え、特例債等を入れると20パーセント越えるのでは、町は7・5パーセントです。経常収支比率は施設が多く高いのですが、きちんと精査をしていけば20年くらいは大丈夫ではないでしょうか。交付税が今後、どのような推移をしていくのかが大きな要因になります。そして、経常経費の節減が大きな課題です。これからは、私どもの産業である米を含めて、増産しながら所得の向上を図っていかねければならない。河内町の将来を守るために皆さんと一緒に、一生懸命頑張りたいと思います。

質問 農業を生かした合併に対し、どのようなビジョンを持っているのか。

答弁 農業村単位では無理で、農業を取り巻く環境はやはり米づくり反収20万円ないと日本農業は難しいのでは。産業である農業は食料を作るだけではなく、地域の産業の活性化になります。ただ、ただん疲弊してきて、これからの合併は、やはり大きな行政体で、一番規模的に考えなくてはならないのは、少子高齢化の問題で、合併のネックになるのではと

思っています。

質問 合併の調査をお願いした会社名、所在地、実績は。業務委託をした内容、その中で方向づけや条件を提示されたのか。アンケートは入っているのか。

答弁 委託をした業者は、株式会社ぎょうせいで東京都杉並区にあります。この会社は、例えば法令の改正の差し替え等してしましてもお願いをしています。内容は合併の必要性の確認、効果および懸念される事項、近隣市町村の現況と町との関係、分野別の効果と課題、行政・財政に与える影響、合併後の将来像、総合的解析と評価、それに課題です。委託するに当たり、仕様書を提示しています。アンケートについては5パターンと合併しない場合を想定しています。アンケートについては関連性がありますのでぎょうせいに委託をしたいと考えています。

質問 アンケートあるいはコンサルタント会社の答えが出た場合それに向かつて全身全霊を投じて進んでいく考えか。

答弁 合併はまちづくりの一環ですから、河内町の将来に大変プラスになりよいということであればそれに向かつて邁進したいと思えます。

2月 町長の動き

- 4日(火) 塵芥管理者会議、稲広管理者会議、衛生組合管理者会議、庁議
- 6日(木) 水道課査定、ふるさとかわち打ち合わせ
- 7日(金) 介護保険策定委員会
- 10日(月) 国保運営協議会、江戸崎土地改良事務所長来庁、斎場要望書提出
- 11日(火) 桜川村長選告示
- 13日(木) 社協予算査定、水道運審視察研修(14日)
- 14日(金) いばらき農業改革研究会
- 15日(土) 特老宝永館十周年記念式
- 18日(火) 生きがい健康まつり、土地開発公社理事会、水道運審
- 19日(水) 県農業改良普及事業研修、県町村長・議長合同自治研究会
- 20日(木) 寿人生大学、合併幹事会
- 21日(金) 土地改良50年史発刊記念式典
- 23日(日) 宿集落集会所竣工式
- 24日(月) 塵芥定例議会
- 25日(火) 転作区長会議、衛生組合議会
- 26日(水) 紺綬褒章伝達、郡騒音対策協議会
- 27日(木) 稲広議会

みんなで考えよう市町村合併⑧

～ 国の動向 ～

平成14年度も残りわずかとなりましたが、今年度中も各方面でいろいろな合併の議論がなされました。今回は、国の動向を紹介します。

◇市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組(指針)

国ではこれまでに市町村合併に関する「指針」を平成11年8月と平成13年3月にも示し、都道府県に対しては、合併パターンなどを内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」の策定や「都道府県における支援本部の設置」及び「合併重点支援地域の指定」などを要請し、また、市町村に対しては、「住民への合併に関する積極的な情報提供」や「将来の地域づくりの検討」が必要であると促してきました。

以上の指針による取り組みを踏まえて、平成14年3月に策定されたのがこの指針(「新指針」)です。

「新指針」では、平成14年度を正念場の大事な1年と位置付け、都道府県に対して以下のことを要請しました。

- 合併重点支援地域指定の拡大
- 支援プランの策定・拡充
- 情報提供の徹底
- 民間団体等との連携
- 都道府県境にわたる合併の支援

◇「西尾私案」に町村側が反発

首相の諮問機関である地方制度調査会の専門小委員会に「今後の基礎的自治体のあり方」について西尾勝・副会長が「私案」を提出しました。「西尾私案」の要旨は以下のとおりです。

- 解消すべき市町村の人口規模を法定化する
- 国と都道府県が同規模未満の市町村を財政支援策によらず合併させる
- さらにそれでも再編成されなかった小規模自治体については、次のどちらかへの移行を選択させる。
- 一部の窓口サービスだけを実施し、他は都道府県が補完する「事務配分特例方式」
- 他の基礎的自治体に編入して補完する「内部団体移行方式」

これに対し全国町村会は、「私案」を批判する意見をまとめ、さらに、全国町村長大会では強制的な市町村合併への反対などを決議しました。

今後、同調査会は、3月に中間答申を提出するようですが、小規模自治体のあり方については町村側の意見を聞いたうえで、権限縮小も含めて複数の選択肢を用意する方向で調整するようです。

◇国の支援プラン拡充

平成13年8月に国の市町村合併支援本部において決定された、各省庁連携による支援などをまとめた「市町村合併支援プラン」の内容の追加や拡充が行われ、平成14年8月に発表されました。

- おもな項目は以下のとおりで、()内は施策・事業数です。
- 社会基盤整備(16)
 - 豊かな生活環境の創造(21)
 - 保健・医療・福祉の充実(3)
 - 教育の充実(6)
 - 産業の振興(20)
 - 連携・交流のまちづくり(9)

◇特例措置の適用期限を延長

総務省では、合併特例法の期限までに合併の手続きが完了しなくても、関係市町村の議会が合併を議決していれば市町村合併の特例措置が適用されるように合併特例法を改正する方向で検討に入ったようです。

これは、市町村議会の議決から合併期日までには手続きなどに時間がかかるため、「意思決定」はされるが期限までに合併が間にあわないという声に対する配慮です。改正案は秋の臨時国会に提出されるようです。

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(H14. 4. 1現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
標準的な職務	主事補	主 事	主 幹	主 査・係 長		課 長 補 佐	課 長・所 長 室 長・局 長	
職 員 数	3 人	13 人	26 人	10 人	8 人	15 人	13 人	4 人
構 成 比	3.3%	14.1%	28.3%	10.9%	8.7%	16.3%	14.1%	4.3%

7. 職員手当の状況 (平成14年度支給割合)

区 分	河 内 町				国 と の 異 同
	(6 月期)	(12 月期)	(3 月期)	(計)	
期 末 手 当	1.45 月分	1.55 月分	0.50 月分	3.50 月分	期末手当 6 月分 1.45 月分 12 月期 1.85 月分 3 月期 0.20 月分 (計) 3.50 月分は同じ
勤 勉 手 当	0.60 月分	0.55 月分	—	1.15 月分	
扶 養 手 当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給				同 じ
住 居 手 当	自宅に居住し、世帯主である職員または月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給				同 じ
通 勤 手 当	通勤距離が 2 km 以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給				同 じ

8. 退職手当

(国の状況と同じ)

区 分	勤 続 20 年	勤 続 25 年	勤 続 35 年	最 高 限 度
自 己 都 合	21.0 月分	33.75 月分	47.5 月分	60.0 月分
勸 奨・定 年	28.875 月分	44.55 月分	62.7 月分	62.7 月分

9. 特別職の報酬等の状況

(H14. 4. 1現在)

給料月額	
町 長	720,000円
収 入 役	530,000円
教 育 長	500,000円
報酬月額	
議 長	330,000円
副 議 長	300,000円
議 員	290,000円
期末手当	
町 長・議 長 収 入 役・副 議 長 教 育 長・議 員	年間3.50 月分

10. 部門別職員数の状況

(各年4.1現在)

部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	
	平成13年	平成14年		
一 般 行 政	議 会	2	2	0
	議 務	28	28	0
	税 務	10	10	0
	民 生	37	37	0
	衛 生	9	7	△2
	農 林 水 産	12	12	0
	商 工	4	4	0
	土 木	9	9	0
	小 計	111	109	△2
	特 別 行 政	教 育	32	30
小 計		32	30	△2
特 別 会 計	水 道	4	4	0
	下 水 道	4	5	1
	そ の 他	15	16	1
	小 計	23	25	2
合 計	166	164	△2	

河内町職員の給与と 職員数の状況について



町民の皆さんに町職員の給与等についてご理解を得るため、その概要についてお知らせします。

河内町職員の給与は、国や県、他の市町村職員の給与などを踏まえて「河内町職員の給与に関する条例」で支給条件・支給金額・各種手当等が定められています。職員の給与の内容は給料と扶養手当・通勤手当等の諸手当からなっています。

1. 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H14. 3. 31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	平成12年度 の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 13年度	11,740	4,090,424	196,924	1,139,413	27.86	28.07

2. 職員給与の状況（一般会計）

区分	平成13年度当初予算	平成14年度当初予算	前年度増減
	千円	千円	千円
人件費	1,166,578	1,185,211	18,633
うち一般職員分	973,685	995,441	21,756

3. 職員の初任給の状況

(H14. 4. 1現在)

区分	初任給月額
	円
一般 行政職	大学卒 174,400
	高校卒 141,900

4. 職員の平均給料月額

(H14. 4. 1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
	円	
一般行政職	312,800	40歳2月
技能労務職	252,100	43歳1月

5. 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(H14. 4. 1現在)

区分	経験年数 5年以上7年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満
	円	円	円
一般 行政職	大学卒 228,300	273,200	393,700
	高校卒 195,000	250,100	349,700

転作面積配分方法 (平成15年度の配分面積については以下のとおりです。)

- 1 水田耕作面積の**40.1%**を生産調整面積（転作面積）として配分します。あわせて米の作付け面積（稲作面積）についても配分いたします。
※米の作付け面積とは…水田耕作面積から生産調整面積（40.1%）を控除した面積（59.9%）が米の作付面積となります。
- 2 水田耕作面積が100㎡未満の農家については、配分対象外とします。
- 3 加工用米は転作配分面積の12%を当初配分いたしますが、希望数量を水田農業経営確立対策計画書提出時に記入願います。

河内町転作奨励金

項 目		単 位	金 額	交 付 要 件	
定 着 化	1 目標面積までの転作実施分	10 a	10,000円	転作実施田に交付 (とも補償の交付要件に準ずる)	
	2 目標面積を超えた転作実施分	畑 作	10 a		20,000円
	畑作以外	10 a	10,000円		
町 団 地 化 奨 励 金 (麦・大豆・飼料作物等)		10 a	5,000円	1ha以上の団地で国の基本助成に該当しない実施田に交付	
麦作振興対策特別奨励補助金		10 a	19,000円	転作麦を作付した耕作者に交付	
青刈奨励補助金		10 a	5,000円	青刈稲を実施した農業者に交付	
大豆奨励補助金		10 a	5,000円	大豆を作付した農業者に交付	
調整水田奨励補助金		10 a	20,000円	調整水田を実施した農業者に交付	
永年性作物奨励補助金		10 a	5,000円	永年性作物を作付した農業者に交付	
生産組織育成補助金		1組織	60,000円	転作意欲ある11名以上の生産組織	
		1組織	30,000円	転作意欲ある5～10名の生産組織	
加工用米奨励補助金		1 袋	1,500円	加工用米を出荷した数量に対し交付	
麦種子補助金		1/2		購入更新種子に限る	

※転作奨励金は加工用米奨励補助金を除き、転作達成者に限ります。

河内町互助制度

町 互 助 制 度 1 0 a 当 り	貸し手	25,000円
	借り手	25,000円

◆問合せ先◆ 産業課 ☎84-2111 (内線141・142)

平成15年度 水田農業経営確立対策のあらまし

水田農業経営確立対策は、食料の安定供給の確保と農業の持続的な発展等を着実に推進するための対策です。需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大に向けた対策として平成12年度から実施されております。

最近の米需要の大幅な減少という状況を踏まえ、今後の米政策の円滑な推進を図るため平成15年度については生産調整規模は全国で、106万haと決定されました。

生産調整目標面積について

需給に応じた米の計画的生産を目指すため、米の作付面積と生産調整面積を配分いたします。

平成15年度生産調整面積	
国	1,060,000 ha
県	40,026 ha
町	986.3 ha
	加工用米 18,746袋 (当初配分)

国助成金

(10a当たり)

区 分	国 助 成 金		備 考
	とも補償	経営確立助成 ^{※注1}	
一般作物 (経営確立助成の要件を満たすもの)	20,000円	40,000円 (20,000円) ^{※注2}	(1)水稲作付け面積10a当たり4,000円を拠出する。 (2)生産調整100%達成者
一般作物 (上記以外のもの)	10,000円		
特例作物 (野菜・たばこ・こんにゃく)	10,000円		
永年性作物	10,000円		
景観形成作物	10,000円		
調整水田	10,000円×2/5		
保全管理	10,000円×1/5		

(注1) 経営確立助成を受けるには要件が必要となります。

(注2) ()内は麦・大豆・飼料作物以外の一般作物

4月1日から ごみの分別・収集日が 一部変わります!

『プラスチックごみと燃えるごみ』をあわせて『燃えるゴミ』に
資源物の『新聞とチラシ』をあわせて『新聞』として収集します!

現在、河内町では「プラスチックごみ」と「燃えるごみ」、資源物の「新聞」と「チラシ」をそれぞれ分別して収集しておりますが、竜ヶ崎地方塵芥処理組合から『プラスチックごみと燃えるごみ』『資源物の新聞とチラシ』をそれぞれ一緒にしてほしいとの要望があり、合理性と経費節減を考慮して、平成15年4月1日から実施することに致しました。
住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

～ごみの収集日の変更～

プラスチックごみは燃えるごみとして収集するため燃えるごみの収集は週2回から3回に変更となります。燃えないごみの収集は今までどおりのA・B地区、C・D地区ごとの毎月1回です。

資源物の収集は今までどおりの隔週制で収集のB・D地区の曜日が変更になります。

粗大ごみの収集は今までどおり予約のあったものとなります。

◆収集日割表

種 別	地 区	収 集 日
燃えるごみ	町内全域	毎週月・水・金曜日
燃えないごみ	A・B地区	毎月第2土曜日
	C・D地区	毎月第4土曜日
資 源 物	A地区	隔週火曜日
	B地区	隔週木曜日
	C地区	隔週火曜日
	D地区	隔週木曜日
粗 大 ご み	町内全域【予約制】	毎月第1土曜日

注) 祝祭日の関係で収集日が変わることもあります。

◆収集地区割表

A地区	宿・西・関場・中道・幸谷・堤向・万年・北河原・早井・砂場・丸田・掘割 四ツ家・三ツ家・小巻・広田・竜町歩・藤蔵・大鍋・生鍋・小林町歩・内野
B地区	堤・新橋・古通・中曽根・保村・遠下・高・手栗・庄布川・上組・中上組・ 下組・愛宕町・中郷・羽子騎・古河林・浄玄
C地区	荒地・大境・片巻・和銅谷・しらさぎ台・下加納・田川・布鎌・平三郎・十 里・下町歩・宮渕・猿島・角崎町歩
D地区	流作・排水機・上金江津・中金江津・下金江津・平川・十三間戸

※詳細は「ごみ収集カレンダー」等で確認して下さい。

◆問合せ先◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎84-2111 (内線155・156)

年金医療福祉係からのお知らせ

在学期間中の保険料を社会に出てから後払いできる 国民年金学生納付特例制度について

学生納付特例制度は、前年度の所得を確認する必要があるため毎年届出が必要となります。「国民年金保険料学生納付特例申請書」に学生証の写しを添えて国民年金担当窓口へ提出してください。

◇対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び※1 各種学校その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の※2 学生等であって、学生本人の前年の所得が68万円※3 以下であるとき。

- ※1 各種学校その他の教育施設については、個別に定めてあります。
- ※2 平成14年4月から夜間・定時制課程や通信制課程の方も対象になっています。
- ※3 学生に扶養親族等があればその有無及び数に応じて加算されます。扶養親族等がない学生の場合は約133万円までの収入であればこの制度の対象となります。

◇届出をして承認されたら

学生納付特例の承認を受けると、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族年金が支給されます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には加算されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間については10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

◇届出が遅れたら

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することになっています。届出が遅れた場合、承認される前の期間は、保険料を納めていなければ未納機関となり、その間に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。くれぐれも御注意ください。

老人保健自己負担限度額の軽減について

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額限度額認定証」の申請を行い交付を受けると、医療機関に入院する場合や、高額医療算出時の限度額等も減額されます。

◇対象者

- 住民基本台帳の同一世帯全員が住民税非課税であること。（低所得者Ⅱ）
- 住民基本台帳の同一世帯全員が住民税非課税であることかつ世帯全員の所得が「0円」であること。（低所得者Ⅰ）

※限度額適用・標準負担額減額認定証は、申請されて始めて交付になります。

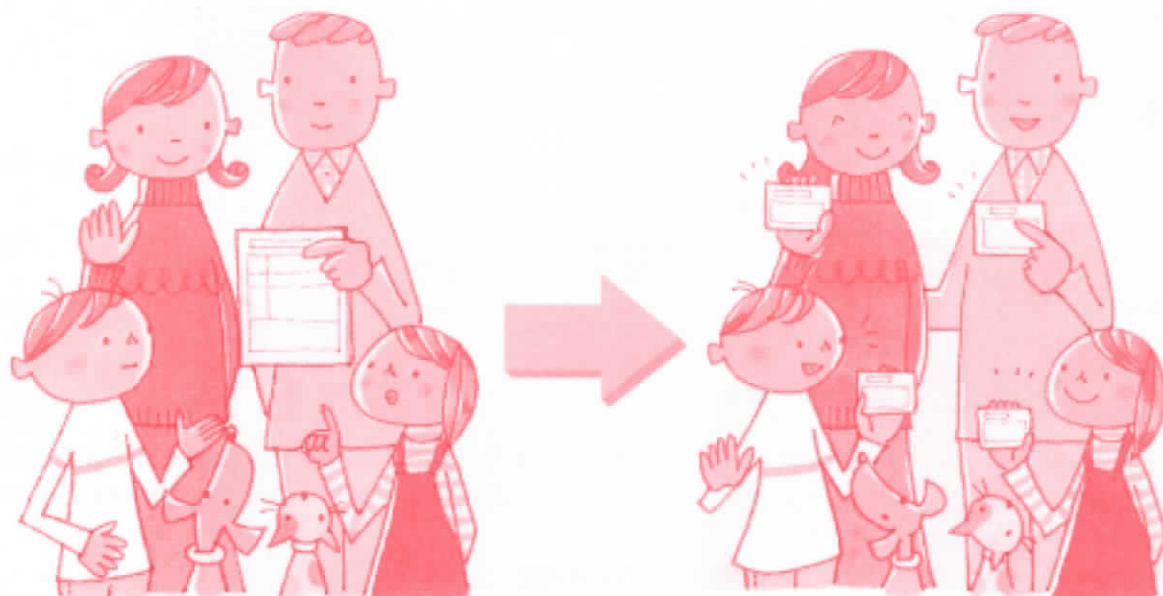
※未申告の方は、低所得区分に該当するか判断できませんので申告を行いましょう。

◆問合せ先◆ 保険年金課 年金医療福祉係 ☎84-2111（内線164・165）

国民健康保険被保険者証が変わります!

4月1日から1人1枚のカードになります

保険証は国保の加入者であるという証明書であり、お医者さんにかかるときの受診券の役割をはたすものです。平成15年4月1日から1人1枚のカード様式の保険証になりますが、使い方は今までと変わりません。



今までは、世帯に一枚

これからは一人に一枚

- ・ 保険証は世帯主宛に一つの封筒で送付されます。保険証が届いたら記載内容を確認して下さい。記載内容に誤りがあった場合は、国保係までご連絡ください。
- ・ 職場の健康保険に加入したり他の市町村に転出したりして国保から抜ける時は、対象になる方全員の保険証を添えて、窓口へ届出てください。
- ・ 就学の為に他の市町村に住居を定める方は、在学証明書を添えて届出てください。住所を変更した保険証を交付します。

制度も改正になります

- ・ 外来（在宅医療を含む）で薬剤を処方してもらった場合に支払っていた一部負担金はなくなります。
- ・ 3歳以上70歳未満の退職被保険者等（本人・被扶養者）の自己負担割合が外来・入院とも3割になります。
- ・ 退職被保険者等の自己負担割合が一般被保険者と同一になったことで、特例療養費の支給がなくなります。

◆問合せ先◆ 保険年金課 国民健康保険係 ☎84-2111 (内線161・162)

4月から介護保険料がかわります!

シリーズ 介護保険 パート23

介護保険制度では、3年ごとに5年を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定して、介護サービスの見込み量やサービス確保の方法などを具体的に計画するとなっています。第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、この事業計画に基づき決め直されます。河内町でも、平成15年度からの5年間の第2期事業計画が策定されました。

◎保険料見直しが必要な理由

1. 要介護認定者の増加

高齢化の進行にともない、要介護認定者の増加が見込まれ平成17年度には、現在の277人から306人になる見込みです。

2. サービスの利用者及び利用量の増加

介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する人の数や利用量が増え、今回の計画では、給付費の合計が約14億円（3年間）になる見込みです。



◎保険料について

河内町における65歳以上の方の保険料については、平成15年度から平成17年度までの3年間に提供される介護サービス費用の見込みに基づき、保険給付に要する費用の約18%を、65歳以上の方の人数で割った額が基準額となります。

保険料基準額

28,200円(年額)

=

**河内町の介護保険料にかかる費用のうち
第1号被保険者負担分(18%)**

河内町の第1号被保険者数

◎所得に応じた保険料の額

保険料の額については、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などは、基準となる保険料から軽減されることとなります。

保険料額（年額）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者	世帯全員が住民税非 課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で 合計所得金額200万 円未満	本人が住民税課税で 合計所得金額200万 円以上
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.50
14,100円	21,100円	28,200円	35,200円	42,300円

※高齢者の個人の保険料は、年金の額に応じて決まるのではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。

◆問合せ先◆ **保険年金課 介護保険係** ☎84-2111 (内線163)

住民基本台帳ネットワークシステムの 利用拡大について!

||新たに次の申請手続きにおいて、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用開始することから住民票の写しの添付や証明が不要となります!!

1、一般旅券の発給申請手続き

(1) 一般旅券の新規発給について
平成15年4月1日から使用される「旅券(パスポート)発給申請書」には、住民票コードを記入する欄を設けています。申請者ご本人においてご自分の住民票コードが分かる場合には、できる限り住民票コードをご記入頂きますようお願いいたします。

住民票コードをご記入頂くことにより、パスポートセンター窓口での住基ネットによる本人確認が迅速かつ容易となり、窓口での待ち時間の短縮にもつながりますので、ご協力をお願いします。仮に本人以外の家族、親類、旅行者等の代理人が申請をする場合には、住民票コード欄は空欄としてください。(住民票コードは本人において厳格に管理することが適当ですので、代理人申請の場合には、空欄としてください。)また、戸籍謄本又は抄本は従来どおり提出して頂く必要がありますので、ご了承ください。

欄としてください。(住民票

コードは本人において厳格に管理することが適当ですので、代理人申請の場合には、空欄としてください。)また、戸籍謄本又は抄本は従来どおり提出して頂く必要がありますので、ご了承ください。

(2) 切替発給及び再発給について
現在お持ちのパスポートの有効期間が1年未満となったときのパスポートの切替発給及びパスポートの紛失、盗難、焼失などによる再発給の申請の場合、申請書の記載方法は(1)と同じですが、氏名又は本籍の変更がなければ戸籍謄本又は抄本の提出は不要となります。しかし、申請書の記入にあたり本籍が不確かな方はあらかじめ本籍を確認のうえ申請をするようご注意ください

現在お持ちのパスポートの有効期間が1年未満となったときのパスポートの切替発給及びパスポートの紛失、盗難、焼失などによる再発給の申請の場合、申請書の記載方法は(1)と同じですが、氏名又は本籍の変更がなければ戸籍謄本又は抄本の提出は不要となります。しかし、申請書の記入にあたり本籍が不確かな方はあらかじめ本籍を確認のうえ申請をするようご注意ください

い。また、現在お持ちのパスポートに記載された本籍と現在の本籍とが異なる場合には、戸籍謄本又は抄本をご用意ください。

(3) その他
詳細につきましては、県パスポートセンターにお問合せください。

◆TEL 029-226-5023
2、恩給受給権者申立書の住民票記載事項証明本年4月から恩給受給権者が引き続き恩給を受ける権利があるかどうかを確認するために提出頂いている恩給受給権申立書に市町村長の証明を受ける必要がなくなります。
詳細につきましては、総務省人事・恩給局にお問合せください。

◆TEL 03-15273-1400

チャイルドシート購入費補助金申請 受付期限のお知らせ!

平成12年より実施してきました、チャイルドシート購入費補助金交付事業を平成15年3月31日を持ちまして終了いたします。



- 補助金額 5,000円(1台につき)
※購入費が5,000円未満の場合は、その額の100円未満は切り捨てになります。
- 補助対象者 町内に住所を有する6歳未満の乳幼児の親権を有する者(一人につき1回の申請となります。)
- 受付期限 平成15年3月31日
※申請時には、印鑑、領収書(原本)、口座番号(交付は口座振込)を持参してください。

◆問合せ先◆ 役場総務課 ☎84-2111 (内線121~123)

まちのできごと



榊原 信氏に紺綬褒章

～町の教育発展にと多額の寄附～

さきごろ、榊原 信（さかきばら まこと）氏に紺綬褒章が贈られました。2月26日、野高町長が同氏宅を訪れ、本人に勲記等が伝達されました。榊原氏は、千葉県師範学校を卒業後、教員として教育関係に長く携わり、小学校校長を務められ退職後は、町社会教育委員をはじめ、長寿クラブ連合会会長、稲敷郡老人クラブ連合会会長等を歴任されました。このたびの受賞は、教育関係の発展に役立てて欲しいということで、多額の私財を町に寄附されたことが賞されたものです。

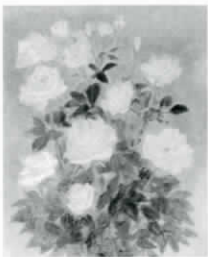
日本画院秋季展

～河内町から3名が出品～

第23回日本画院秋季展（会場：新宿朝日生命ギャラリー）において、飯塚トモ子さん、香取真澄さん、田沼幾代さんの作品が展示されましたのでご紹介します。展示された皆さんは画家北尾君光先生（長竿出身・現守谷市在住）の指導のもと日本画を学んでいます。



（白い花）紫陽花
作：飯塚トモ子



黄色いばら
作：香取 真澄



百合
作：田沼 幾代



県中学選抜チームに選ばれる

～河内中2年 横島 星矢くん～

3月28日から30日にかけて行われる、(財)日本バスケットボール協会主催の第16回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会における茨城県選抜チームのメンバーに河内中2年の横島星矢君が選ばれました。横島君は、スピードがあり、特にアウトからのシュートを得意としています。県代表としてまた、茨城県選抜チームの大会での活躍が期待されます。
(写真・野高町長より激励を受ける横島君)

大会の結果

14年度河内町インディアカ大会

開催日 1月26日(日)
会場 農業者トレーニングセンター

優勝 第3分館A
準優勝 第2分館B
第3位 7BUNKANB

大会は参加26チームと大変盛り上がり、各チームとも激戦を繰り広げました。

(写真・第3分館A)

ガイド

役 場 ⑧4 2 1 1 1
 F A X ⑧4 4 3 5 7
 水 道 課 ⑧4 2 3 6 1
 つつみ会館 ⑧6 3 7 4 0

保健センター ⑧4 4 4 8 6
 学校教育課 ⑧4 3 3 2 2
 生涯学習課
 (中央公民館) ⑧4 2 8 4 3
 給食センター ⑧4 2 8 4 5
 福祉センター ⑧4 3 6 9 9
 防災かわち ⑧4 2 2 1 2
 (音声案内)

みんなの窓



3月
お知らせ

生活

フリーフリーテレフォン
 事業をご利用ください！

育児・介護・家事代行などのサービスに関する情報を、電話で提供する『フリーフリーテレフォン』をご利用ください。

内容

▼ 育児情報

公立・私立保育所、認可外保育施設、保育サポーター、ベビーシッター、放課後児童クラブなど

▼ 介護情報

介護サービス提供施設、介護サポーターについて

▼ 家事代行情報

家政婦（夫）紹介所など

■ 利用時間

3月の納税

3月納期の納税はありません。

月々金曜（祝祭日除く）

午前9時30分～午後4時30分

TEL 029-226-2020

■ 主催

（財）21世紀職業財団茨城

事務所

TEL=HP://www.2020net.jp

お手伝いします！

『あなたの会社の健康管理』

会社の安全衛生管理や社員の健康管理をしたいが専門スタッフがいらない、予算も大変、とくに中小企業では、そんな悩みをおもちではないでしょうか。

茨城県南地域産業保健センターでは、会社と個人を対象に健康管理に関する無料相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

※センターの事業は、国の委託で利用は無料です、なお、

守秘義務は厳守されます。

■ 問合せ先

茨城県南地域産業保健センター

TEL 0297-62-7937

FAX 0297-62-7907

一般特定疾患医療受給者証の期限延長について

今年10月、国の特定疾患治療研究事業制度が変更されることに伴い、医療受給者証の有効期限が平成15年3月31日から平成15年9月30日に自動的に延長となります。

なお、15年10月1日からの継続手続きにつきましては、後日通知いたします。

※小児特定疾患の継続申請は従来通りですので申請漏れのないようご注意ください。

■ 問合せ先 竜ヶ崎保健所

保健指導課

TEL 62-2367

不動産無料相談会

不動産鑑定士が不動産の価格などの相談に無料でお応えします。

■ 日時 4月1日（火）

午前9時30分～12時

■ 会場 土浦市大和町9-1

ウラボビル5階

県南生涯学習センター

■ 申込方法 当日会場にてお申し込みください。

■ 問合せ先

（社）茨城県不動産鑑定士協会
 TEL 029-246-1222

県制度融資のご案内

県では、県内中小企業の皆さんが、低利で安心して事業資金を調達できるよう、利用目的に応じた融資制度を設けています。

▼ 中小企業パワーアップ融資

融資対象：直近3ヶ月の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している中小企業

融資限度額：設備資金5千万円（10年返済）、運転資金3千万円（7年返済）、

融資金利：年1・9%、

信用保証料：年1・0%（県補助年0・1%）

▼ 「セーフティネット融資」

融資対象：①国又は県が指定した倒産企業に対して、一定の取引があること

テーマ 『心の生涯教育』

■ 日時 4月10日（木）午後6時～7時

■ 問合せ先 ☎ 87-3561

講師 木村 博氏

■ 場所 新利根町中山3912 (株)オクド

鈴木まで

休 日 診 療		当 番 医	
◇江戸崎地区			
【4月】			
6日	矢野整形外科医院	0298-92-2127	
13日	津村医院	0298-94-2719	
20日	竹尾医院	0297-86-2436	
27日	江戸崎眼科医院	0298-92-0262	
29日	宮本病院	0299-79-2114	
◇龍ヶ崎地区			
*上段が内科、下段が外科です。			
【4月】			
6日	うちだ医院	64-8821	
	斎藤クリニック	64-3527	
13日	鴻巣クリニック	61-0151	
	菊地整形外科	64-6111	
20日	さくらクリニック	65-1211	
	みやお外科整形外科クリニック	62-3761	
27日	兼子内科循環器科	64-3105	
	飯野クリニック	60-2323	
29日	山村医院	66-0555	
	牛尾病院	66-6111	
*診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。			

善意の(ご)寄附 (敬称略)

宵待草ゴルフコンペ

21,500円

社会福祉協議会へ

②経営破綻金融機関からの借入れがあること

③国の指定する不況業種を営み、直近3ヶ月の平均売上高が前年同期比5%以上減少していること

融資限度額：運転資金5千万円(7年返済)、融資金利：年1・9%、信用保証料：年0・951・0%(県補助年0・1%)

■申込窓口
商工会議所・商工会
県商工政策課

■問合せ先

催し

は(ら)つ健康麻将(マージャン)

高齢者のためのさまざまな生きがいプランや健康づくりを実施している「県南地域・高齢者は(ら)つ百人委員会」では、平成15年度の新たな取り組みとして4月から「は(ら)つ健康麻将初心者教室」をスタートさせることになりました。「健康麻将」とは、1988年に設立した日本健康麻将協会が「賭けない、飲まない、吸わない」を基本理念にスタートさせたもので、誰でも気軽に始める事ができる

楽しい知的ゲームです。お気軽にご参加ください。

■日時 4月16日～6月4日の毎週水曜日
午前10時～正午
(8回・16時間)

■会場 麻雀クラブ「モール」(土浦駅西口より徒歩3分)

■会費 8,000円

■対象・定員 原則、初めて麻将をする方で概ね60歳以上。定員16名(申込多数の場合は抽選)

■申込方法 往復ハガキにて左記まで、3月31日までに送ってください。

■申込先 千葉県佐倉市城内町1-1-7 国立歴史博物館企画展示室
TEL 043-486-6488
URL: http://www.rekihaku.ac.jp

■問合せ先 事務局・健康麻将係
090-2904-6428

国立歴史民俗資料館20周年記念展示『は(ら)つ(形と心)』

4～6世紀の日本列島各地で作られた古墳に、死者を送る儀礼として粘土造形物の埴輪が樹立されました。古代国家胎動期である古墳時代の人々の信仰や生活、当時の国際的動向をこれら埴輪を通して考えてみましょう。

■期間 3月18日(火)～6月8日(日)

■問合せ先 千葉県佐倉市城内町1-1-7 国立歴史民俗資料館企画展示室
TEL 043-486-6488
URL: http://www.rekihaku.ac.jp

4月のゴミ収集日							
資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	8, 22	C地区	1, 15, 29	A地区	12	C地区	26
B地区	10, 24	D地区	3, 17	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区 毎週月・水・金曜日				4月中の予約 → 5月10日			
■問合せ先 都市計画課 環境衛生係 ☎内線155、156							

心配ごと相談所

- ・4月4日(金) 午前10時～正午
- ・4月15日(火) 午前10時～午後3時

◇会場 公民館第2分館

◇問合せ先 社会福祉協議会 ☎84-2830

ごみ等の投棄禁止

ごみを投棄すると、処罰されます

『みんなの町、みんなできれいに』

講演会のお知らせ (無料 軽食付)

第一幼稚園

ぼくのわたしの



はすねま ゆうや
蓮沼 侑耶くん
サッカー選手



すまやま りょうすけ
杉山 涼介くん
サッカー選手



くりやま ともゆき
栗山 智行くん
サッカー選手



まつた しゅうへい
松田 祥平くん
バスケット選手



つのだ あきひろ
角田 晃洋くん
サッカー選手



こばやし ひかり
小林ひかりちゃん
ピアノの先生



俳句

かわち俳句会

春立つや空の牛舎の古時計

橋爪 かん

紅少し強めに引くや予後の春

田中 康夫

ボールペン寒の来ている固さかな

大塚 一重

鱈ちりや無口な夫の愚痴ひとつ

飯島 ヨシノ

雲海を抜け来て雪の大地かな

田沼 和子

寒燈の道遠かりし通夜帰り

吉田 四郎

寄り添ふて浮世をのぞく落の臺

鴻野 たけ

大寒の富士の裾野に没日かな

若泉 栄治

入院は内緒にしてね春の風

大野 志げ子

紅白の梅寄り添ふて香りけり

根本 たけし

白茅舎の特にかがやく冬灯

田中 白茅

鱈の鍋至福の顔の並びけり

川口 ふく

冬灯り話相手の母は亡き

寺田 節子

雪晴れや見知らぬ鳥の道突つく

石塚 たかよし

山裾に遠く冬の灯ともりけり

杉原 利代

あぜ道を縦横無尽野火はしる

津根 としお

鱈鍋や手酌の膳の夕餉かな

諸岡 勇

わが腕でわが胸を抱く凍る夜

遠藤 正雄

極寒に高低なおす一輪車

大森 つや

水仙を仏に供なふ朝かな

松崎 よしを

身に重き稿を背負ふて鱈を食ふ

飯塚 まさよし

短歌

かわち短歌会

兄弟ら次つぎ逝きて子も遠しと独り養護の老はつぶやく

(生板) 山田 マサエ

あと十五分地球に帰る科学者の夢は宇宙に残して散りぬ

山口 かげ郎

この空は俺のものだと言う様に朝日を受けて飛ぶアドバルン

杉田 恒夫

虫穴のもみじ数枚日光のみあげと姪より歌の心もらひ

郡 玉翠

爽やかな孫の一言聞きたくて留守番電話もう一度掛ける

庄司 登千子

建て前を終えし骨組を人人は見上げて居りぬ祝宴の前

青野 清一

足腰は痛みはすれど因果にも「記憶は慥か」と老の語れる

久松 浩洋

肩叩きたたきながらに機を織る亡き母蘇る外は木枯らし

青木 浩保

発刊

|| 図説 ||

河内の歴史

わたしたちのふるさと『かわち』

この河内町の培ってきた長い歴史、先人の確かな歩み、郷土の自然を貴重な資料や当時の写真でつづる『図解河内の歴史』が発刊になります。(※4月中に全戸配布されます。)



(表紙は河内町出身の歌人大野誠夫氏の色紙による)

町の歴史あれこれ

〜町史編さんだより連載を終えて〜

町史編さん嘱託員 鈴木 久

皆様の温かい励ましをいただいてきました「町の歴史あれこれ」の広報「かわち」連載を先月二月、八十八回をもって終了することになりました。

思い起こせば、平成六年四月に、町史編さんの仕事について九年、翌七年広報二月号「一枚の金江津村絵図から」が掲載のスタートでした。

「生板の三義人」の顕彰が縁で、この仕事について私ですが、初めは河内についての知識はゼロに等しく、大宮孝詮先生や杉田恒夫先生を初め

町史編さん関係の委員会の皆様、編さん室の上武芳夫、高野方男両先生のご協力です。ここまで辿り着きました。

なんとといっても大きな励ましになったのは、皆様からの感想と資料や情報が数多く寄せられたことです。

この連載の内容は整理、補充してこの四月に「図説河内の歴史」とし全家庭にお届けすることになります。これまでの皆様の温かいご協力にこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。



◆問合せ先

「図解河内の歴史」に関する問合せは生涯学習課(公民館)まで
TEL 84-2843

戸籍の窓

2月届出分(敬称略)

おめでた

赤ちゃん 龍斗	保護者 岡野 恵之	地区 片巻
------------	--------------	----------

おくやみ

氏名	年齢	地区
鴻野 正義	82	入谷
山木 君代	91	入谷
中山 一江	85	大鍋
本橋 五六	77	愛宕町
瀬谷 正枝	60	堤
大野 孝也	67	中金江津
飯田 忠	85	上金江津
栗山 政矩	67	和銅谷
伊藤 好子	77	片巻
三浦 とく	85	下加納
大野 信子	79	下金江津
助川 ヒロコ	84	早井
辻村 うめ	84	庄布川

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

町の人口と世帯

平成15年3月1日現在
人口 11,691人 (-11)
男 5,805人 (+5)
女 5,886人 (-16)
世帯数 3,368戸 (+5)

町内の交通事故

2月発生状況 (前月比)(累計)

発生件数	9件 (-16) (34)
死者数	0人 (±0) (0)
負傷者数	14人 (+7) (21)

竜ヶ崎警察署調べ

広報

かわち



ほら貝(法螺貝)

【寄贈者】
故 石山 長治氏(上組)

日本では最大の海産巻貝で、からの先端を削り取って、ラッパに似た歌口(うたぐち)をつけて使用しました。遠くまでよく響き、三種類の音が出ます。古くから山伏(やまぶし)の法具として尊重され猛獣や悪魔退散の意を含めて山岳生活の信号、法会(ほうえ)の合図などのほか、戦陣での合図にも用いられました。

河内町民俗資料館見学

No. 33

「防災かわち」音声案内の開設

防災行政無線の更新に伴い、専用回線による音声案内を4月1日より開設します。外出等による放送の聞き逃しや、雑音等による放送の難聴があった場合等にご利用ください。

「防災かわち」(音声案内)

TEL 84-2212



◆問合せ先◆ 役場総務課 ☎84-2111(内線121)

■編集 河内町秘書広聴課 平成15年3月15日 発行

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページ <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>